



# 栃木県公報

令和8(2026)年  
4月28日(火)  
第700号

## 目次

### 告示

○指定納付受託者の指定	339
○栃木県庁舎地下駐車場の使用料に係る公金事務の委託	339
○栃木県看護職員修学資金貸付金に係る公金事務の委託	340
○生活保護法による指定施術機関の指定	340
○土地改良区定款変更の認可	341
○道路の供用開始	341
○建築基準法による道路の指定	341
○県営住宅使用料等に係る公金事務の委託	341
○条例等により規定される手数料等に係る公金事務の委託	342

### 公告

○令和8(2026)年度狩猟免許試験の実施	343
○令和8(2026)年度狩猟免許更新に係る適性検査及び講習の実施	345
○土地改良区役員の退就任	347

### 労働委員会

○あっせん員候補者の委嘱	348
--------------	-----

## 告示

### 栃木県告示第254号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8(2026)年4月28日

栃木県知事 福田 富一

- 指定納付受託者の主たる事務所の所在地及び名称
  - 主たる事務所の所在地  
栃木県宇都宮市今泉3丁目12番22号 日信宇都宮ビル
  - 名称  
日信電子サービス株式会社 事業本部 東日本支社 栃木営業所
  - 指定をした日  
令和8(2026)年4月1日
- 指定納付受託者に納付させる歳入の種類  
栃木県庁舎地下駐車場の使用料

### 栃木県告示第255号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、次のとおり公金事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8(2026)年4月28日

栃木県知事 福田 富一

- 委託事務の内容

栃木県行政財産使用料条例（昭和39年栃木県条例第9号）第3条に規定する使用料の徴収事務

2 委託を受けた者の主たる事務所の所在地及び名称

(1) 名称

環境整備株式会社

(2) 主たる事務所の所在地

栃木県宇都宮市岩曾町1333番地

3 指定をした日

令和8(2026)年4月1日

4 委託をした日

令和8(2026)年4月1日

5 委託期間

令和6(2024)年4月1日から令和9(2027)年3月31日まで

(財産活用課)

栃木県告示第256号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり公金事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8(2026)年4月28日

栃木県知事 福田 富一

1 委託した公金事務の内容

栃木県看護職員修学資金貸付金に係る償還金の徴収

2 委託を受けた者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

ニッテレ債権回収株式会社

(2) 主たる事務所の所在地

東京都港区芝浦三丁目16番20号

3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日及び同項の規定による委託をした日

(1) 指定をした日

令和8(2026)年4月1日

(2) 委託をした日

令和8(2026)年4月1日

4 委託期間

令和8(2026)年4月1日から令和9(2027)年3月31日まで

(保健福祉課)

栃木県告示第257号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第55条第1項の規定により医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和8(2026)年4月28日

栃木県知事 福田 富一

指 定 年 月 日	施 術 者		施 術 所	
	氏 名	住 所	名 称	所 在 地

令 和 8 (2026) 年 4 月 7 日	渡辺 哲範		わたなべ接骨院	小山市天神町 2-1-35
------------------------------	-------	--	---------	---------------

(地域福祉課)

栃木県告示第258号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和 8 (2026) 年 4 月 28 日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
塩 那 台 地 土 地 改 良 区	令 和 8 (2026) 年 4 月 7 日
鬼 怒 川 右 岸 土 地 改 良 区	令 和 8 (2026) 年 4 月 13 日

(農地整備課)

栃木県告示第259号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和 8 (2026) 年 4 月 28 日から同年 5 月 27 日まで一般の縦覧に供する。

令和 8 (2026) 年 4 月 28 日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
294	主 要 地 方 道 桐 生 岩 舟 線	佐野市大橋町字向川原茶畑園1158-1 から 佐野市大町字大町2997-1 まで	令 和 8 (2026) 年 4 月 28 日 15 時

(道路保全課)

栃木県告示第260号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第4号の規定により次のとおり道路を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により公告する。

なお、その関係図書は、栃木県県土整備部建築指導課に備え、縦覧に供する。

令和 8 (2026) 年 4 月 28 日

栃木県知事 福 田 富 一

道 路 の 種 類	道 路 の 位 置	道 路 の 延 長 及 び 幅 員	指 定 年 月 日
法第42条第1項第4号 の規定による道路	栃木県下野市細谷字南原360-1の一部ほ か	延長 990.66m 幅員 8.5m ~14.0m	令 和 8 (2026) 年 4 月 21 日

(建築指導課)

栃木県告示第261号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり公金事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8(2026)年4月28日

栃木県知事 福田 富一

1 委託した公金事務の内容

栃木県県営住宅条例(平成9年栃木県条例第1号)の規定に基づく県営住宅(矢板・大田原地区及び佐野・足利地区を除く。)の家賃及び割増賃料並びに県営住宅敷地内の駐車場の使用料の徴収

2 委託を受けた者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

栃木県住宅供給公社

(2) 主たる事務所の所在地

宇都宮市仲町1番1号

3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日及び同項の規定による委託をした日

(1) 指定をした日

令和8(2026)年4月1日

(2) 委託をした日

令和8(2026)年4月1日

4 委託期間

令和8(2026)年4月1日から令和9(2027)年3月31日まで

(住宅課)

栃木県告示第262号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、次のとおり公金事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8(2026)年4月28日

栃木県知事 福田 富一

1 委託した公金事務の内容

以下の条例等により規定される手数料等の収納

(1) 栃木県手数料条例

(2) 栃木県立学校の授業料等に関する条例

(3) 栃木県公害紛争処理条例

(4) 栃木県立産業技術専門校条例

(5) 栃木県立衛生福祉大学校条例

(6) 栃木県農業大学校条例

(7) 栃木県警察関係手数料条例

(8) 栃木県産業技術センター設置、管理及び使用料条例

(9) 栃木県立図書館オンラインデータベース利用要項

2 委託を受けた者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

栃木県職員生活協同組合

(2) 主たる事務所の所在地

栃木県宇都宮市埜田1丁目1番20号

3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日及び同項の規定による委託をした日

(1) 指定をした日

令和8(2026)年4月1日

(2) 委託をした日

令和8(2026)年4月1日

4 委託期間

令和8(2026)年4月1日から令和9(2027)年3月31日まで

(会計管理課)

**公 告**

## ○令和 8 (2026) 年度狩猟免許試験の実施

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条の規定に基づく令和 8 (2026) 年度狩猟免許試験を次のとおり実施するので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第51条第 2 項の規定により公示する。

令和 8 (2026) 年 4 月 28 日

栃木県知事 福 田 富 一

## 1 対象者

栃木県内に住所を有し、狩猟免許を受けようとする者。ただし、次のいずれかに該当する者は、狩猟免許試験を受けることができない。

- (1) 網猟免許及びわな猟免許にあっては18歳に、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許にあっては20歳にそれぞれ満たない者
- (2) 精神障害又は発作による意識障害をもたらし、その他の狩猟を適正に行うことに支障を及ぼすおそれがある病気として環境省令で定めるものにかかっている者
- (3) 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- (4) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（(1)から(3)までに該当する者を除く。）
- (5) 法又は法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- (6) 法第52条第 2 項第 1 号の規定により狩猟免許を取り消され、その取り消しの日から3年を経過しない者

## 2 狩猟免許試験の日時及び場所

日 時	会 場	会 場 所 在 地	試験を実施する 狩猟免許の種類	定員	実施事務所
7月26日（日） 午前 9 時30分から	県芳賀庁舎	真岡市荒町116- 1	網猟免許 わな猟免許 第一種銃猟免許 第二種銃猟免許	50名	県 東 環 境 森林事務所
同 上	県那須庁舎	大田原市本町 2 -2828- 4	わな猟免許 第一種銃猟免許	60名	県 北 環 境 森林事務所
同 上	県安蘇庁舎	佐野市堀米町607	わな猟免許 第一種銃猟免許	50名	県 南 環 境 森林事務所
8月29日（土） 午前 9 時30分から	日光市大沢公民館	日光市大沢町809- 1	わな猟免許 第一種銃猟免許	25名	県 西 環 境 森林事務所
同 上	塩谷町生涯学習セ ンター	塩谷町大字船生989- 1	わな猟免許 第一種銃猟免許	25名	矢 板 森 林 管理事務所
10月16日（金） 午前 9 時30分から	県上都賀庁舎	鹿沼市今宮町1664- 1	わな猟免許 第一種銃猟免許	35名	県 西 環 境 森林事務所
同 上	県安蘇庁舎	佐野市堀米町607	わな猟免許 第一種銃猟免許	50名	県 南 環 境 森林事務所
11月29日（日） 午前 9 時30分から	県芳賀庁舎	真岡市荒町116- 1	わな猟免許 第一種銃猟免許	50名	県 東 環 境 森林事務所

11月29日(日) 午前9時30分から	県那須庁舎	大田原市本町2-2828-4	わな猟免許 第一種銃猟免許	60名	県北環境 森林事務所
同上	矢板市生涯学習館	矢板市矢板106-2	わな猟免許 第一種銃猟免許	25名	矢板森林 管理事務所

3 試験の内容

狩猟免許の種類ごとに狩猟に関する適性、技能及び知識について行い、その内容は次のとおりである。なお、技能試験は、適性試験及び知識試験に合格した者を対象とする。

試験科目	内 容
適性試験	1 視力 2 聴力 3 運動能力
技能試験	1 猟具の判別(第一種、第二種銃猟免許を除く。) 2 猟具の架設(第一種、第二種銃猟免許を除く。) 3 猟具の取扱い(網猟、わな猟免許を除く。) 4 鳥獣の判別 5 距離の目測(網猟、わな猟免許を除く。)
知識試験	1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令に関する知識についての筆記試験 2 猟具に関する知識についての筆記試験 3 鳥獣に関する知識についての筆記試験 4 鳥獣の保護及び管理に関する知識についての筆記試験

4 受験申請手続

受験申請者は、次に掲げる書類を提出すること。

- (1) 狩猟免許申請書
- (2) 写真1枚(申請日前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0cm、横2.4cmのもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)
- (3) 住民票抄本(マイナンバーの記載がないもの。複写、コピーしたものは不可。)
- (4) 銃の所持許可を現に受けている者については、当該許可証の写し
- (5) 1の(2)から(4)までのいずれにも該当しない者であることを証明する医師の診断書(申請日前3月以内のもの。複写、コピーしたものは不可。ただし、銃の所持許可証の写しを提出する場合、医師の診断書の提出は不要とする。)
- (6) 狩猟免許交付方法の希望について(希望する交付方法に丸をつけて提出すること。また、郵送による交付を希望する場合、返信用封筒に送付先の住所を記載し、郵送方法に応じた額の切手を添付して提出すること。)

5 受験申請場所

申請者の住所地を管轄する各環境森林事務所又は矢板森林管理事務所

6 受験申請期間

試験の実施日の20日前から10日前まで(ただし、受付期間の最終日が週休日又は休日に当たるときは、その前日まで)

7 試験手数料

申請に係る手数料は以下のとおり。

- (1) 申請に係る狩猟免許と異なる狩猟免許を現に受けている者・・・3,900円
- (2) (1)以外の者・・・5,200円

支払いは、POSレジ、電子収納のいずれかにより行うこと。詳細は栃木県のホームページに記載のとおり。

8 その他

- (1) 狩猟免許申請書の用紙は、栃木県のホームページからダウンロードすることができるほか、各環境森林事務所、矢板森林管理事務所又は一般社団法人栃木県猟友会各支部に請求することができる。
- なお、郵送を希望する場合は、封筒の表に「狩猟免許申請書請求」と朱書し、返信用封筒（宛先を明記し、必要な額の切手を貼付したもの）を同封すること。
- (2) この試験についての問合せは、栃木県環境森林部自然環境課、各環境森林事務所、矢板森林管理事務所、一般社団法人栃木県猟友会又は猟友会各支部に行うこと。

### ○令和8(2026)年度狩猟免許更新に係る適性検査及び講習の実施

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第51条第2項及び第4項の規定に基づく令和8(2026)年度狩猟免許更新に係る適性検査及び講習を次のとおり実施するので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第59条第2項において準用する同令第51条第2項の規定により公示する。

令和8(2026)年4月28日

栃木県知事 福田 富一

#### 1 対象者

- (1) 栃木県内に住所を有し、狩猟免許の有効期間が令和8(2026)年9月14日をもって満了する者
- (2) 栃木県内に住所を有し、種類及び有効期間が満了する日の異なる複数の狩猟免許を受けている者は、当該狩猟免許のうちいずれかの有効期間が令和8(2026)年9月14日をもって満了する場合は、満了する狩猟免許以外の狩猟免許も更新することができる。

#### 2 適性検査及び講習の日時及び場所

期 日	実施時間	会 場	所 在 地	担 当事務所
6月9日(火)	10:00～11:00	県那須庁舎	大田原市本町2-2828-4	県北環境森林事務所
	14:00～15:00			
6月14日(日)	10:30～12:00	日光市中央公民館	日光市豊田79-1 イオン今市店2階フロア内	県西環境森林事務所
	13:30～14:30			
6月16日(火)	9:30～11:00	県塩谷庁舎	矢板市鹿島町20-22	矢板森林管理事務所
6月19日(金)	9:30～11:30	県安蘇庁舎	佐野市堀米町607	県南環境森林事務所
	13:30～15:00			
6月25日(木)	10:30～12:00	県芳賀庁舎	真岡市荒町116-1	県東環境森林事務所
	13:30～14:30			
7月9日(木)	10:30～12:00	県上都賀庁舎	鹿沼市今宮町1664-1	県西環境森林事務所
	13:30～14:30			
7月15日(水)	10:30～12:00	県河内庁舎	宇都宮市竹林町1030-2	県東環境森林事務所
	13:30～14:30			
7月17日(金)	10:00～11:00	県南那須庁舎	那須烏山市中央1-6-92	県北環境森林事務所
	14:00～15:00			
7月18日(土)	9:30～11:30	県安蘇庁舎	佐野市堀米町607	県南環境森林事務所
	13:30～15:00			
7月28日(火)	9:30～11:00	県塩谷庁舎	矢板市鹿島町20-22	矢板森林管理事務所
8月8日(土)	10:00～11:00	県那須庁舎	大田原市本町2-2828-4	県北環境森林事務所

	14:00～15:00			
8月21日(金)	9:30～11:30	県安蘇庁舎	佐野市堀米町607	県南環境森林事務所
	13:30～15:00			
8月23日(日)	10:30～12:00	県芳賀庁舎	真岡市荒町116-1	県東環境森林事務所
	13:30～14:30			

## 3 適性検査及び講習の内容

区分	内容
適性検査	1 視力 2 聴力 3 運動能力
講習	講習会は対面では実施せず、会場でテキストを配布し、自宅学習で代替する。

## 4 狩猟免許更新申請手続

狩猟免許更新申請者は、次に掲げる書類を提出すること。

- (1) 狩猟免許更新申請書
- (2) 写真1枚(申請日前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0cm、横2.4cmのもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)
- (3) 住民票抄本(マイナンバーの記載がないもの。複写、コピーしたものは不可。)
- (4) 銃の所持許可を現に受けている者については、当該許可証の写し
- (5) 次のいずれかに該当する者でないことを証明する医師の診断書(申請日前3月以内のもの。複写、コピーしたものは不可。ただし、銃の所持許可証の写しを提出する場合、医師の診断書の提出は不要とする。)  
ア 精神障害又は発作による意識障害をもたらし、その他の狩猟を適正に行うことに支障を及ぼすおそれがある病気として環境省令で定めるものにかかっている者  
イ 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者  
ウ 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者(ア又はイに該当する者を除く。)
- (6) 狩猟免許交付方法の希望について(希望する交付方法に丸をつけて提出すること。また、郵送による交付を希望する場合、返信用封筒に送付先の住所を記載し、郵送方法に応じた額の切手を添付して提出すること。ただし、栃木県猟友会に狩猟免許の受領を委任する場合、本書の提出は不要とする。)

## 5 狩猟免許更新申請場所

申請者の住所地を管轄する各環境森林事務所又は矢板森林管理事務所

## 6 狩猟免許更新申請期間

適性検査及び講習の実施日の20日前から10日前まで(ただし、受付期間の最終日が週休日又は休日に当たるときは、その前日まで)

## 7 狩猟免許更新手数料

申請に係る手数料は2,900円とする。

支払いは、POSレジ、電子収納のいずれかにより行うこと。詳細は栃木県のホームページに記載のとおり。

## 8 その他

- (1) 狩猟免許更新申請書の用紙は、栃木県のホームページからダウンロードすることができるほか、各環境森林事務所、矢板森林管理事務所又は一般社団法人栃木県猟友会各支部に請求することができる。  
なお、郵送を希望する場合は、封筒の表に「狩猟免許更新申請書請求」と朱書きし、返信用封筒(宛先を明記し、必要な額の切手を貼付したもの)を同封すること。
- (2) この適性検査及び講習についての問合せは、栃木県環境森林部自然環境課、各環境森林事務所、矢板森

林管理事務所、一般社団法人栃木県猟友会又は猟友会各支部に行うこと。

(自然環境課)

○土地改良区役員の退就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和 8 (2026) 年 4 月 28 日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地 改 良 区 名	役職名	退 任 役 員 氏 名	就 任 役 員 氏 名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日	
上石那田 土地改良区	監 事		碓氷 昭一	宇都宮市石那田町1218- 1		令 和 8 (2026) . 4 . 1	
那珂川町 土地改良区	理 事	船見 謙寿		那須郡那珂川町小川2969- 4	令 和 8 (2026) . 3 . 31		
		〃	小杉 弘之	〃 〃 片平762	〃		
		〃	板橋 了寿		〃 〃 東戸田125- 3	〃	
		〃	磯野 元寿		〃 〃 北向田64	〃	
		〃	佐藤 良美		〃 〃 小口110	〃	
		〃	戸井田信之		〃 〃 和見2334	〃	
		〃	岩村 文郎		〃 〃 松野570	〃	
		〃	飯塚美知夫	飯塚美知夫	〃 〃 小川2620	〃	令 和 8 (2026) . 4 . 1
		〃	山口 昌樹	山口 昌樹	〃 〃 〃 2185	〃	〃
		〃	橋本 征雄	橋本 征雄	〃 〃 〃 582- 1	〃	〃
		〃	増子 定徳	増子 定徳	〃 〃 浄法寺891- 1	〃	〃
		〃	高村 泰正	高村 泰正	〃 〃 薬利743	〃	〃
		〃	大森 信世	大森 信世	〃 〃 芳井256- 5	〃	〃
		〃	和地 一夫	和地 一夫	〃 〃 吉田397	〃	〃
		〃		増子 敏明	〃 〃 浄法寺88		〃
		〃		奈良 順一	〃 〃 谷田516		〃
		〃		船山 伸一	〃 〃 高岡499		〃
		〃		薄井 淳一	〃 〃 久那瀬776		〃
		〃		星 昭二	〃 〃 〃 856		〃
		〃		高野 康雄	〃 〃 〃 903- 1		〃
〃		佐藤 康夫	〃 〃 松野1460		〃		
〃		益子 波子	〃 〃 大山田上郷2221		〃		

監事	高野 康雄		那須郡那珂川町久那瀬903-1	令和8 (2026). 3.31	
〃	小祝 邦之		〃 〃 小川2886-5	〃	
〃	穴山 國雄	穴山 國雄	〃 〃 浄法寺456-3	〃	令和8 (2026). 4.1
〃		磯野 安弘	〃 〃 北向田309-4		〃
〃		稲澤 正広	〃 〃 小川2585		〃

(農地整備課)

### 労働委員会

#### 栃木県労働委員会告示第1号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第10条の規定により、次の者をあっせん員候補者として委嘱したので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第4条及び労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により公示する。

令和8（2026）年4月28日

栃木県労働委員会会長 橋本 賢二郎

氏名	職業	履歴	委嘱
石松 英昭	栃木県労働委員会委員（公益委員）	栃木県国体・障害者スポーツ大会局長	令和7 (2025). 7.28
橋本 賢二郎	弁護士 栃木県労働委員会委員（公益委員）	日本弁護士連合会副会長	平成28 (2016). 11.2
杉田 明子	弁護士 栃木県労働委員会委員（公益委員）	栃木県弁護士会会長	平成27 (2015). 7.24
平山 真理	白鷗大学教授 栃木県労働委員会委員（公益委員）	白鷗大学准教授	令和7 (2025). 7.28
安田 真道	弁護士 栃木県労働委員会委員（公益委員）	栃木県弁護士会会長	令和5 (2023). 7.28
鈴木 正	JAM北関東栃木県連特別幹事 栃木県労働委員会委員（労働者委員）	JAM北関東栃木県連絡会副事務局長	平成29 (2017). 7.25
森田 了介	UAゼンセン栃木県支部顧問 栃木県労働委員会委員（労働者委員）	UAゼンセン栃木県支部支部長	令和5 (2023). 7.28
中島 一実	日本労働組合総連合会栃木県連合会会長 栃木県労働委員会委員（労働者委員）	自動車総連栃木地方協議会議長	令和7 (2025). 7.28

丹 和 子	日本労働組合総連合会栃木県連合会 女性委員会顧問 栃木県労働委員会委員（労働者委員）	日本労働組合総連合会栃木県連 合会副会長、女性委員会委員長	令和7 (2025) . 7.28
相 羽 加津美	情報産業労働組合連合会栃木県協議会 特別顧問 栃木県労働委員会委員（労働者委員）	情報産業労働組合連合会栃木県 協議会議長	令和5 (2023) . 1.12
糸 川 英 一	北関東総合警備保障株式会社専務取締役 栃木県労働委員会委員（使用者委員）	北関東総合警備保障株式会社常 務取締役	令和元 (2019) . 7.25
鈴 木 達 朗	一般社団法人栃木県経営者協会専務理事 栃木県労働委員会委員（使用者委員）	株式会社足利銀行馬頭支店長	令和6 (2024) . 8.1
名 村 史 絵	三信電工株式会社代表取締役 栃木県労働委員会委員（使用者委員）	三信電工株式会社取締役副社長	令和5 (2023) . 7.28
市 川 剛 久	仙波糖化工業株式会社取締役管理本部長 栃木県労働委員会委員（使用者委員）	仙波糖化工業株式会社取締役総 務部長	令和3 (2021) . 7.26
鍋 島 明 子	社会保険労務士法人鍋島事務所所長 栃木県労働委員会委員（使用者委員）	社会保険労務士法人鍋島事務所 社員	令和3 (2021) . 7.26
山 口 弘 美	栃木県労働委員会事務局長	栃木県総合政策部次長兼市町村 課長	令和8 (2026) . 4.9
渡 邊 豪	栃木県労働委員会事務局審査調整課長	栃木県総合政策部地域振興課長	令和8 (2026) . 4.9
斎 藤 香	栃木県労働委員会事務局審査調整課長補佐 (総括)（審査調整担当）	栃木県産業労働観光部労働政策 課長補佐（産業人材育成担当）	令和7 (2025) . 4.3